京都府統合原子力防災ネットワークシステム賃貸借

仕 様 書

平成２７年１月

京都府

第1章　総則

1　目的

本仕様書は、京都府(以下「府」という。)が、高浜原子力発電所および大飯原子力発電所の緊急時において、国、市町村および防災関係機関と連携し初動対応および応急対策を円滑かつ的確に実行するため、統合原子力防災ネットワークを整備し、全体の機能を常時良好に維持するにあたり、その仕様を定めるものである。

2　仕様範囲

契約書・本仕様書等に基づき製作から現地搬入・据付・調整までとし、納入機器が完全にその機能を発揮し、本府の確認を受け、本府に引き渡せるまでの全ての作業・保管とする。

本仕様書は、本入札に係る調達案件の仕様を示すものである。本仕様書に明記されていない事項であっても、当然備えるべきものについては備えていなければならない。

また、賃貸借料の算定の際は、賃貸借期間を4年6箇月12日間(54箇月12日)で設定し、賃貸借期間終了後は借り上げ物品を無償で回収すること。

3　適用法令等

本仕様書に明記されていない事項は、次に示す法例・基準・規格等によるものとする。

(1)日本工業規格(JIS)
(2)電気学会(電気規格調査会)標準規格(JEC)
(3)日本電機工業会規格(JEM)
(4)日本電子機械工業会規格(EIAJ)
(5)電波法および同法関係規則
(6)電気通信事業法
(7)有線電気通信法
(8)その他関係法規、規則、基準等

4　納入(設置)場所

本システムの納入(設置)場所は次のとおりとする。

対象箇所数
府庁
福井県高浜原子力防災センター
綾部市役所
舞鶴市役所
中丹広域振興局

5　設置機器及び数量

別紙-1 システム仕様書 表-1 のとおり

6　納入期限

下記賃貸借期間開始の前日までにソフトウェアを含めた全ての機器を設置し、使用可能な状態に接続すること。

賃貸借期間：平成 27 年 3 月 20 日(金)～平成 31 年 9 月 30 日(月)(54 箇月 12 日)

7　システム引渡し期限

各システムの引渡し期限は、以下の通りとする。

(1)IP 電話システム、IP-FAX システム　　平成 27 年 3 月 19 日(木)

(2)TV 会議システム　　平成 27 年 3 月 19 日(木)

※　ただし、国のネットワークシステム更新時期を考慮し、接続できない期間が発生しないこととする。

8　機器の利用開始時期

各機器の利用開始時期は、賃貸借期間に関わらず、利用可能となった機器については、順次、利用できるようにすること。

9　提出図書

受注者は契約締結後、指示期間内に次の書類を府へ提出し、承諾を受けること。また、これを変更する場合も同様とする。なお、様式は任意とする。

(1)工程表	契約後、7 日以内	2 部
(2)システム仕様書	契約後、2 週間以内	2 部
(3)取扱説明書	設置完了報告書を提出する日まで	14 部

(4)設置完了報告書	完成検査後の1週間以内	2部
(5)システム設計書	検収後の2週間以内	2部
(6)保守作業責任者及び作業員名簿	納入時	2部
(7)緊急時連絡体制表	納入時	2部
(8)保守点検報告書	点検実施後、2週間以内	2部
(9)その他、府が必要とするもの	適宜	

10　作業工程表

受注者は、作業工程表の作成又は変更にあたっては、予め府と協議すること。

11　機器の据付・調整予定表

受注者は、機器の据付・調整にあたって、事前に作業内容、予定期日、作業員等を記載した作業予定表を府に提出すること。

12　関係機関への諸手続・申請事務

本システムの設置、運用に関して必要な各種申請手続き等については、府の指示に従うこと。なお、その経費は受注者が負担すること。

13　留意事項

受注者は、本仕様書に基づく本システムの整備に関しては、特に次の事項について留意すること。

(1)本仕様書及び関係図書に指示または記載のない事項であっても、本システムを構成する機器の稼働、機能上ならびに本システムの運用上、必要と認められるものについては、全て実装し、機器の機能条件を十分に満足させること。

(2)作業の実施にあたって本仕様書に基づき、公害の防止に努め誠実に作業を遂行するとともに、常に安全の確保に細心の注意を払うこと。

(3)機器の搬入、据付等に伴い機器および建物等に与えた損傷の修復および騒音、振動、交通等による一般的損失にかかる補償については、直ちに府に報告するとともに、受注者の負担で速やかに行うこと。

(4)全ての作業が終了したときには速やかに不要材料および仮設物等を処分もしくは撤去し、清掃を行うこと。

14　検査及び引き渡し

受注者は次のとおり府の検査を受けること。なお、当該検査に要する経費は受注者が負担すること。また、各検査の結果、不合格となった場合には、受注者の負担により速やかに改修し、再度検査を受けること。

(1)現地打合せ

受注者は、機器の現地据付及び調整段階等において事前打合せを行うこと。

(2)完成検査

受注者は、機器の据付・調整完了後、府の検査を受けること。

(3)引き渡し

完成検査の合格後、提出書類の提出をもって検収とし、引き渡しを行うこと。

15　技術指導

(1)受注者は、府及び関係機関に対し、各機器の操作、システムの運用及び日常の保守点検に関して必要な技術指導を行うこと。

(2)前項の技術指導は、その方法、時期及び内容について府と別途協議のうえ実施すること。なお、技術指導にかかる経費は受注者が負担すること。

16　保証及び保守

(1)保証期間はハードウェアに関しては検収日から1年間とする。本期間内に通常の運用状態で発生した故障、破損、性能低下、その他欠陥事項については、受任者の責任において必要な処置を速やかに無償で講じること。

また、特に重大な故障については、本期間経過後であっても、府と受注者で協議のうえ、修理・交換を行うこと。

(2)保守については、保証期間終了から契約満了までの期間とすること。

(3)保守等は原則として、保守管理等管理体制一覧表において保守等を行う者として記載されている者が行うこと。

(4)受注者は、庁舎、機器等に損害を与えた場合は、直ちに府に報告するとともに、自らの責任において速やかに現状に復するものとする。

(5)契約期間中、機器に障害等が発生し、当該機器等に対して保守等を行う旨の連絡には開庁時間内において対応できる体制とすること。

また、障害等が発生した場合は、速やかに緊急の保守等を行い、原則として、障害発生連絡があった日から3日以内に完了するものとする。ただし、府の了承を得ている場合はこの限りではない。

(6)定期点検を賃貸借期間中について年2回実施すること。

(7)定期点検項目は、別表-1に示すもの及びその他受注者が必要と認めるものについて実施すること。

(8)定期点検業務の作業時間帯は、原則として休日を除き、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。これ以外の時間帯に実施する必要があるときは、あらかじめ府に報告し、その指示により実施するものとする。

(9)受注者は、点検業務を実施した場合、府に結果を報告し確認を受けること。

(10)天災・地変による損害、定期保守点検における部品等の交換を伴う修理及び緊急の対応における修理等が必要と判断された場合の費用については、本契約に含まれないものとする。

(11)防災訓練の立会を賃貸借期間中について年2回まで対応すること。

17　特許権等の使用

(1)受注者が本システムを整備するにあたり、特許権、実用新案、または第三者の権利対象となるものを使用する場合、その使用に関する一切の責任は受注者にあるものとする。

(2)本工事で新規開発するソフトウェア、コンテンツの著作権は府に属するものとする。また、使用権は府が有するものとする。

18　仕様書の変更

(1)契約締結後、受注者の都合により本仕様書の内容を変更する必要が生じたときは、府の承認を得るものとし、変更に伴う契約金額の増額は認めないものとする。

(2)契約締結後、府の都合により本仕様書の内容を変更する必要が生じたときは、両者協議のうえ、決定するものとする。

19　疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、府と受注者で協議のうえ決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならないものとする。

第2章　一般仕様

1　設計

機器設計等については、次の条件を満足すること。

(1)信頼性を重視し、長期にわたり安定して動作するような装置であること。

(2)本仕様書に基づく各装置の機器設計は、各機器の操作及び保守が容易な型式、構造とし、現地の設置条件に適したものとする。

(3)将来、接続先の増設、周辺機器の増設、プログラムの機能追加・変更等の必要が生じた場合に、容易に対応できる設計とすること。

(4)各機器は可能な限り省エネルギータイプのものを使用すること。

(5)経済性を考慮し、極力一般汎用品、市販品を使用し、メーカー特殊品を使用しないようにすること。

(6)特別の知識、経験を有さない職員であっても、機器の操作が容易で的確に行うことができること。

2　構造

構造については、次の条件を満足すること。

(1)堅牢にして長期(概ね５年以上)の使用に耐えられ、耐震性を考慮した構造とすること。また、信頼性及び操作性を損なうことなく極力、軽量、小サイズとすること。

(2)架体構造のものは、日常の保守点検が容易に行えるものとすること。

(3)本設備は、標準ラックを用いてユニット組み立て構造とするなど、改造時に容易に脱着が可能なものとすること。

3　電気的条件他

3．1　電気的条件

電気的必要条件は、次の条件を満足すること。

(1)切替部、回転部、接触部等は繰り返しの動作によって電気的性能が低下しないこと。

(2)腐食等により電気的性能が低下せず、長期間安定動作すること。

(3)電気回路には保護装置、または保護回路を設けること。

(4)供給電源が電圧100V±10%、周波数60Hz±5%の範囲で変化しても正常に作動すること。

(5)必要な絶縁抵抗を有すること。また、アースが必要なものについては設置すること。

(6)電波障害に対しては、VCCI(情報処理装置等電波障害自主規制協議会の規格) または CFR Title 47 Part 15 Subpart　B を満足すること。

(7)十分な節電対策がとられていること。

3．2　機械的条件

機械的条件は、次の条件を満足すること。

(1)切替部、回転部、接触部等は繰り返しの動作に耐え、機械的強度の堅固なものであること。

(2)ビス、ナット類の締め付けを十分に行い、回転体による調整部等は十分に固定すること。

(3)振動に対して機械的に異常を生じ、電気的特性が低下しないこと。

4　使用部品

(1)各機器を構成する部品、材料及び機器間の接続材料は、規格品を用いる他、規格品の適用されないものについては、特に厳選されたものを使用すること。

(2)使用する機器、部品は、通信工業用またはそれと同等以上の性能及び信頼性を有

するものを使用すること。

(3)各機器の付属品等は、運用上または保守上当然具備すべきものは全て付属すること。

(4)修理や交換が予想されるものについては、それらの供給体制が十分確保されていること。また、消耗品や交換部品については十分な供給体制が確保されていること。

(5)配線材料は JIS 規格以上のものを使用すること。

(6)各装置間の接続は、可能な限りコネクタ、プラグなどを使用し、接触不良が生じないように細心の注意をはらうこと。

(7)各装置間の配線は、全て絶縁性、耐久性、耐油性、耐水性および耐熱性のものを使用すること。また、装置類についても、実用上可能な限り、不燃性及び難燃性材料を使用すること。また、電線管は、原則として埋設施工とすること。

(8)各配線にはわかりやすい表示を取り付け、接続端においては接続先が明確となる表示を施すこと。

(9)誘導ノイズの多い端子、配線などについてはノイズ防止フィルターなどの装置を施すこと。

5　銘板

装置、機器には名称、型式、製造年月日及び製造者などの表示と、次の条件を満たした銘板を付けること。

(1)装置、機器の端子、調整箇所、接続箇所及びケーブル等には、図面と対照できるよう表示を行うこと。

(2)ケーブル接続部には誤接続がないよう配慮すること。

(3)取扱い上、特に注意を要する箇所については、赤字による指示または注意書き、銘板を付けるものとする。

(4)銘板とは別個に、各装置の装置名を記載したネームプレートを目視可能な位置に設けること。

6　耐震対策

地震等の振動による装置の転倒・破損の損害を最小限に抑制するため、各機器には適切な耐震対策を施すこと。

7　耐雷対策

必要と認められる装置には、耐雷対策を施すこと。

8　セキュリティ対策

本システムへの不正アクセス、データ改ざん防止等の適切なセキュリティ対策を施すこと。

第 3 章　システム仕様

別紙-1 に示す。